

モラルハザード 等に関する確認

昨今の競技会開催にあたり、参加者と主催オフィシャルとの折衝などを記録し各事案に関して精査した結果、モラルハザードに関しての対応を協議し、下記内容に関しての事案はD1事務局から何らかのペナルティーなどの処置を行うものとしします。

まず、モラルハザードについて下記のレギュレーションが前提となります。

D1 規則 10.競技参加者

- 1) 参加者（エントラント）D1事務局が公認した本規則3.1)で定める各国D1代表機関に参加者登録のある者が参加者として認められる。参加責任者はチーム員すべての管理責任を負い、チーム員全員の大会中の行動に責任をもたなければならない。
- 2) 競技運転者（ドライバー）競技運転者はD1ドライバーライセンス保有者でなければならない。ドライバーは競技会時に有効な普通自動車運転免許を所有していなければならない。競技運転者は参加競技に対して的確な技量保有者であり、競技規則を理解して競技会に参加しなければならない。また、表示されるフラッグおよびオフィシャルの指示が聞けることを前提とする。競技運転者はアルコールが体内に留意した状態または、重大な受傷ほか疾病を思い運転に支障を来す可能性がある状態で走行してはならない。
- 3) チーム員
 - ① スポッタードライバーに対して走行状態のレポートや指示を行う役割を担う者で、スポッターエリアに入場する事が出来るが、スポッター表示とチームウェアの着用が無ければならない。
 - ② メカニック車両整備に従事する者はチーム員として登録されなければならない。規則で定められた被服装備で競技に臨まなければならない。
 - ③ チーム補助員チーム登録者でチームピットエリアにて業務を行う者で、車両整備作業やホットピットへの立ち入りをしてはならない。

D1レギュレーション冒頭にある様に参加者は運転者及び競技運転者、チーム員に対し責任を持ち、レギュレーションを理解し、主催者及びオフィシャルと共通の理論感を持っていることが条件です。

モラルハザードの該当する部分としては「責任感が欠けること、倫理観の欠如」が挙げられます。

したがって「責任感が欠けること、倫理観の欠如」が発覚した場合、何らかの対処としてペナルティーおよび参加拒否などの制裁処置の実施を行う事があることを再度ご理解いただきたく資料として展開させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上
株式会社サンプロス